

部活動の地域展開に向けた令和8年度の取り組みについて

○部活動の地域展開推進計画の策定

部活動の地域展開における、本市の方針や具体的取り組みを包括的にまとめ、市民の方へわかりやすく周知をはかる。

- ・策定期限：令和8年度末

長浜市部活動の地域展開推進計画（主な骨子案）

①計画策定の趣旨

- ・計画の目的、必要性、計画の位置づけ

②基本方針、市の目指す姿

- ・地域展開の方向性
- ・取り組み期間、スケジュール設定

③現状と課題分析

各クラブ、学校現場でのヒアリング、ニーズ調査、グループワーク等を基に、本市の現状と課題をまとめる。

- ・生徒数、部活動の加入率・設置数の推移と今後の見込み
- ・受け皿となるクラブ・団体、指導者等、中学生の活動を支える地域の状況
- ・保護者の関わり（費用、移動）

④学校部活動の地域展開に向けた課題と対応

上記③の課題分析の対応についてまとめる。

- ・活動場所の確保
- ・認定地域クラブの設置
- ・地域クラブへの支援
- ・指導者の確保と育成（研修制度、ハラスメント等不適切行為防止）
- ・安全管理
- ・公的負担と受益者負担の考え方（施設使用料の考え方を含む）

⑤目標設定（数値）

- ・中学生が活動できる拠点、クラブ（数）
- ・認定地域クラブの設置（数）
- ・登録指導者（数）

⑥推進体制

地域展開に関連する組織、団体、企業・事業所の役割と連携

○地域クラブ活動の認定制度の策定

国の示した認定基準をベースとし、市の方針と実情をふまえ、学校部活動の教育的意義を継承、発展したスポーツ・文化芸術活動を実施する地域クラブを市が認定することで、中学生が将来に渡り安心してスポーツ・文化芸術に親しむことができる環境整備を図る。

なお、令和9年度以降は国、県の補助等財政支援の対象は、認定地域クラブとなる。

(具体的な取り組み)

- ・部活動として現在活動されている種目を中心に認定地域クラブの設立に向けて、拠点型部活動、教員の兼職兼業により運営される現部活動をベースとした地域クラブの運営について、指導者謝礼の一部を市が負担し運営実証を行うことで、認定地域クラブの設立へつなげる。
- ・認定地域クラブに対する支援（情報提供、補助、施設の優先利用等）について整理する。
- ・認定手続き
各地域クラブからの申請に基づき、活動内容のヒアリングや現地確認等を行い、審査の上、認定を行う。認定審査については、認定審査会を別途設置する予定。

○中学生・小学6年生・保護者向け 地域クラブ活動ニーズ調査の実施

地域展開について、生徒（保護者）意見の客観的把握、活動への参加機会の提供等、現状・現場に合った制度設計を行うため、中学生・小学6年生・保護者向けの調査を行う。

- ①前回は、令和5年度に実施。前回調査との経年変化についても分析
- ②実施予定時期 5月～6月
- ③調査内容
 - ・活動ニーズについて（子ども達が何をしたいか）
目的：どの種目・活動を地域クラブとして設置、展開すべきかの判断材料とする。
 - ・参加条件について（どの様な条件なら参加できるか、したいか）
目的：持続可能な地域クラブの設計（活動頻度、参加費、移動の許容範囲等）に活かす。
- ④ニーズ調査に併せて、子どもを中心とした活動への転換をはかるため、中学生自身によるグループワークを実施
対象：北部地区校を中心に3～4校で実施

○長浜市認定地域クラブ指導者登録制度の策定

国のガイドラインに基づき、地域クラブ活動に参加する生徒が安心、安全に活動できるよう、指導者が地域クラブ活動で指導を行うために最低限必要となる研修や、「認定地域クラブ活動指導者」登録要件等に関する基準を示す。

「認定地域クラブ活動指導者」の登録要件案

①市が行う指導者研修を受けた者

(研修案)

- ・実施回数 年1回以上の実施
- ・実施方式 対面方式に限らずオンライン方式も活用
- ・研修内容 ハラスメントの防止、熱中症予防、事故防止 等

②指導者資格所有に要する研修を受けた者

日本スポーツ協会公認スポーツコーチングリーダー・スタートコーチ、中央競技・文化団体公認指導者資格の取得、更新のため1年以内に指導者講習を受けた場合 等

③ハラスメント、体罰等、不適切行為を行わない誓約した者

④暴力団関係者ではない、過去にハラスメント・性犯罪歴のない者（令和8年末施行予定の日本版DBSへの対応も検討する。）

○学校施設・備品・用具庫等使用基準の制定

中学生を受け入れる地域クラブについては、学校施設の使用料が免除となる運用であることから、学校施設の利用を希望されている。

受け入れ側の学校と調整し、学校施設、備品を活用する際のルールを制定し、施設利用の公平性の確保と安全管理責任の整理を行う。

また、施設利用に際し必要となるスマートロック等の設備改修について必要なコストを整理し、国への補助申請を含め、令和9年度予算編成に反映する。

(使用基準の主な内容)

①利用の基本方針

優先利用基準、利用可能時間、利用条件、安全管理 等

②備品の利用

備品の使用範囲、共用備品の管理責任、消耗品の負担、破損時の対応等